

宜野湾市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

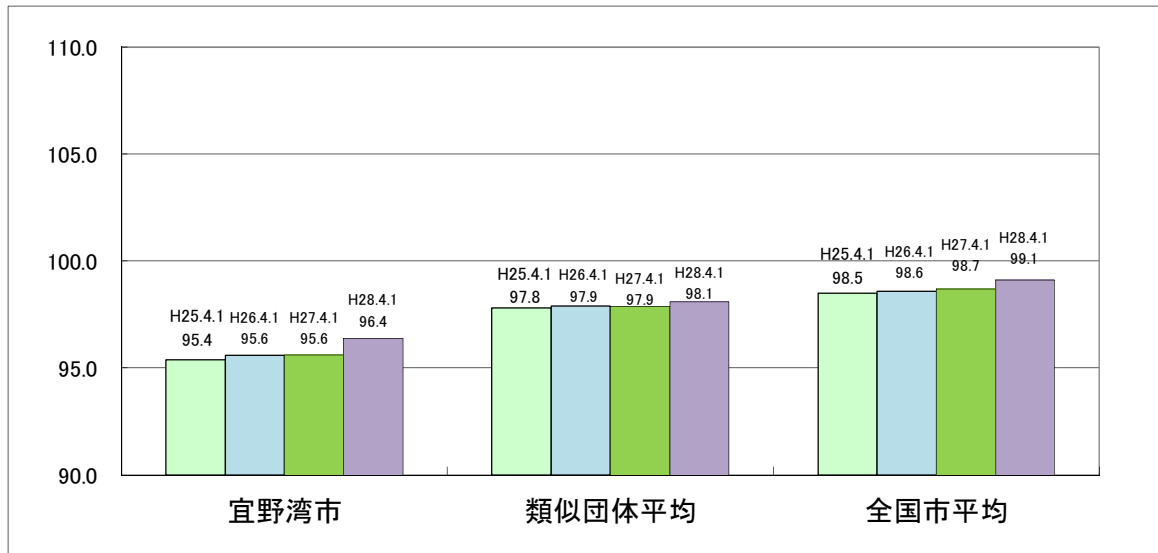
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	97,509	37,698,301	654,565	4,691,584	12.5	11.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	616	1,998,267	376,897	741,567	3,116,731	5,060	5,999

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与改定の状況

本市は人事委員会を持たないため割愛

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施] 改定実施時期：平成27年4月1日

(内容) 国、県の見直し内容を踏まえ、全職種の給料表を改定。給料表の水準の平均2% (在職者平均1.6%) の引下げの実施。激変緩和のため3年間の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

特になし

(6)特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成28年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宜野湾市	38.6歳	281,300円	332,520円	309,586円
沖縄県	40.8歳	308,215円	363,572円	336,507円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.5歳	320,058円	386,078円	350,303円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
宜野湾市	47.4歳	35人	323,700円	353,291円	348,686円
うち 調理員	46.4歳	25人	305,109円	333,705円	329,426円
うち 用務員	50.0歳	10人	335,100円	364,300円	359,350円
沖縄県	53.2歳	262人	351,164円	397,432円	378,787円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円
類似団体	50.6歳	34人	314,663円	344,997円	331,800円

③ 教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宜野湾市	36.8歳	300,421円	325,714円
沖縄県	43.3歳	361,845円	406,375円
類似団体	40.4歳	300,625円	334,533円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(注) 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成28年4月1日現在)

区分		宜野湾市	沖縄県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	176,700円	176,700円
	高校卒	144,600円	144,600円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	142,000円	-
	中学卒	134,000円	134,000円	-
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	197,900円	197,900円	-
	短大卒	173,700円	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成28年4月1日現在)

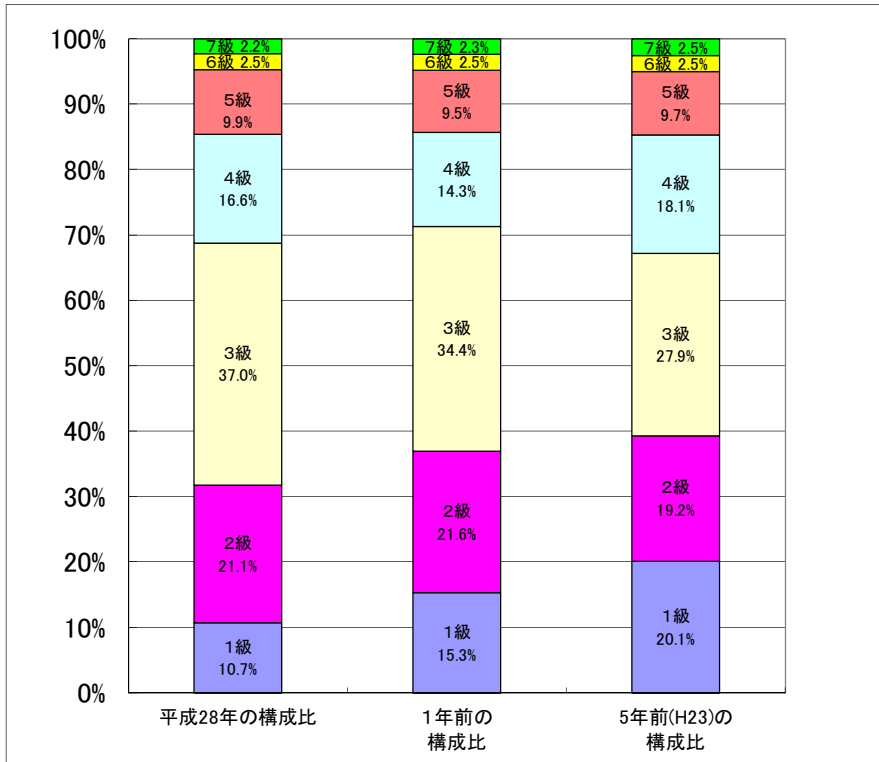
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,888円	350,967円	364,900円	402,398円
	高校卒	202,200円	270,700円	338,000円	381,300円
技能労務職	高校卒	- 円	271,600円	323,500円	348,400円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
教育職 (幼稚園教諭)	大学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	短大卒	259,400円	340,600円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	(1) 主事補又は技師補等の職務 (2) 主事又は技師等の職務	43人	10.7%	140,100	246,100
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	85人	21.1%	190,200	303,000
3級	(1) 係長、保育所長、担当主査又は担当技査の職務 (2) 主任主事(技師)等の職務	149人	37.0%	226,400	348,800
4級	(1) 困難な業務を所掌する係長、保育所長、担当主査又は担当技査の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする主査又は技査等の職務	67人	16.6%	259,900	392,400
5級	(1) 課長、所長、園長、室長、主幹及び技幹の職務 (2) 消防本部の所長、署長又は消防司令の職務 (3) 選挙管理委員会事務局の長の職務 (4) 監査委員事務局の長の職務	40人	9.9%	286,200	400,600
6級	(1) 次長の職務 (2) 消防本部の次長又は消防司令の職務 (3) 参事の職務	10人	2.5%	317,000	409,000
7級	(1) 部長の職務 (2) 議会事務局の長の職務 (3) 消防長の職務 (4) 参事監の職務	9人	2.2%	361,300	443,700
計		403人	100%		

- (注) 1 宜野湾市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度が導入されるまでは、勤怠状況等の評価を中心に昇給を行っています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宜野湾市	沖縄県	国
1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,253 千円	1人当たり平均支給額(平成27年度) 1,426 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

勤勉手当への勤務成績の反映は、人事評価制度が導入された後に検討する予定です。

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

宜野湾市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)	
1人当たり平均支給額	9,780 千円	20,424 千円	1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した全職種(公営企業職員除く)職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成28年4月1日現在)

制度なし

(4) 特殊勤務手当 (平成28年4月1日現在)

支給実績(平成27年度決算)			8,176千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)			56,778円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成27年度)			21.5%	
手当の種類(手当数)			14種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税及び滞納整理手当	納税課及び国民健康保険課に所属する職員	税の徴収又は滞納整理の業務に従事したとき	1,345千円	月額 5,000円
税務手当	税務課に所属する職員	税の賦課又は賦課に関する調査の業務に従事したとき	838千円	月額 3,500円
消防活動手当	消防職員	緊急通報に基づき出動し、火災、救急、自然災害又は事故等による災害救助活動及び火災調査に従事したとき(ただし、1回の出動において2以上の業務に従事したときは、高い方の額のみ支給)	3,452千円	出動1回につき250円 救命措置1回につき300円 はしご車活動1回につき300円 潜水活動1回につき1,000円
精神障害者及び旅行病人取扱手当	健康増進課及び障がい福祉課に所属する職員	旅行病人の救護又は精神障害者の入院措置の業務に従事したとき	10千円	日額 1,000円
行路死人取扱手当	保護課に所属する職員	行路死人を取扱う業務に従事したとき	-	日額 3,000円
防疫作業手当	健康増進課及び環境対策課に所属する職員	感染症の(若しくは疑いのある)患者の救護又は当該病原体の付着した物件の(若しくは疑いのある)処理作業に従事したとき	-	日額 290円
災害応急作業等手当	建設部に所属する職員	防災計画に基づき、災害現場での巡回監視の業務に従事したとき	-	日額 600円
		防災計画に基づき、災害現場での応急作業又は応急作業のための災害状況の調査の業務に従事したとき	-	日額 910円
		防災計画に基づき、災害現場等で行う災害警備、避難救助又はこれらに相当する作業に従事したとき	-	日額 840円
		上記の各業務が日没時から日出時までの間において行われた場合は、各手当額に定める額にその100分の50に相当する額を加算する。ただし、同一の日において市長が著しく危険であると認める区域で行われた場合は、各手当額に定める額にその100分の100に相当する額を加算する。	-	日額 910円を超えない範囲
福祉事務従事手当	保護課及び障がい福祉課に所属する職員	社会福祉事務に従事又はその指導監督を行うとき	2,007千円	月額 4,500円
特殊現場作業手当	建設部に所属する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務に従事したとき	4千円	日額 220円 (20メートル以上は320円)
		地表下又は水面下4メートル以上の深所で行う業務に従事したとき	-	日額 450円
		現に共用している下水道人孔内において業務に従事したとき	1千円	日額 220円
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	1,152千円	1時間 1,000円
用地交渉等手当	用地課に所属する職員	公共事業の用に供する土地の取得等に係る交渉業務のうち困難な業務に従事したとき	28千円	日額 200円
危険物取扱作業手当	職員	埋設不発弾を発掘する際の立会作業又は発掘されるまでの間に応急作業に従事したとき	-	日額 250円
		サリン等又はその疑いのある物質による被害の危険がある区域内での作業に従事したとき	-	日額 460円
災害時緊急支援活動手当	職員	消防組織法第45条第1項に規定する緊急消防援助隊としての活動に従事したとき	-	日額 3,000円
		上記以外の職員で、被災地等の要請により災害が発生した市町村に派遣され活動に従事した消防職員	-	日額 1,500円
建築主事手当	建築主事	建築主事の業務に従事する職員	120千円	月額 10,000円

H30.5修正

H30.5修正

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	110,059千円
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	167千円
支給実績(平成27年度決算)	121,317千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	182千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 その他 6,500円 ただし、配偶者がいない場合1人については11,000円を支給。16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算あり。	同じ		75,182千円	231,329円
住居手当	借り受けの場合、最高27,000円	同じ		79,686千円	282,574円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上から支給 交通機関等利用は定期券等の額を支給。限度額55,000円 自家用車は、距離に応じて2,300円～40,000円支給	異なる	交通機関等利用は、6箇月定期券等による一括支給。限度額55,000円 自家用車は、距離に応じて2,000円～24,500円支給	27,522千円	56,630円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・部長級 57,000円 ・次長級 47,000円 ・課長級 40,000円	異なる	棒給表別・職務の級別・区別に に応じて定額を支給	35,982千円	461,308円
休日勤務手当	宜野湾市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務する事を命ぜられた職員に支給。 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に125/100～150/100までの範囲内で規則で定める割合を乗じた額	同じ		24,107千円	334,819円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間につき1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	同じ		4,889千円	67,903円
管理職特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給。 勤務1回につき ・部長相当職 10,000円 ・次長相当職 9,000円 ・課長相当職 8,000円	異なる	手当の支給額については勤務1回につき6,000～12,000円	支給実績なし	支給実績なし

5 特別職の報酬等の状況(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	市長	901,000円 (- 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000円 / 560,000円	
	副市長	742,000円 (- 円)	802,000円 / 564,400円	
報酬	議長	479,000円 (- 円)	575,000円 / 341,000円	
	副議長	426,000円 (- 円)	515,000円 / 285,100円	
	常任(運営)委員長	409,000円 (- 円)	- 円 / - 円	
	議員	400,000円 (- 円)	490,000円 / 268,200円	
期末手当	市長 副市長	(平成27年度支給割合) 3.15月分		
	議長 副議長 常任(運営)委員長 議員	(平成27年度支給割合) 3.15月分		
退職手当	市長	(算定方式) 901,000円 × 在職年数 × 500/100	(1期の手当額) 18,020,000円	(支給時期) 任期毎
	副市長	742,000円 × 在職年数 × 300/100	8,904,000円	任期毎

H30.5修正

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

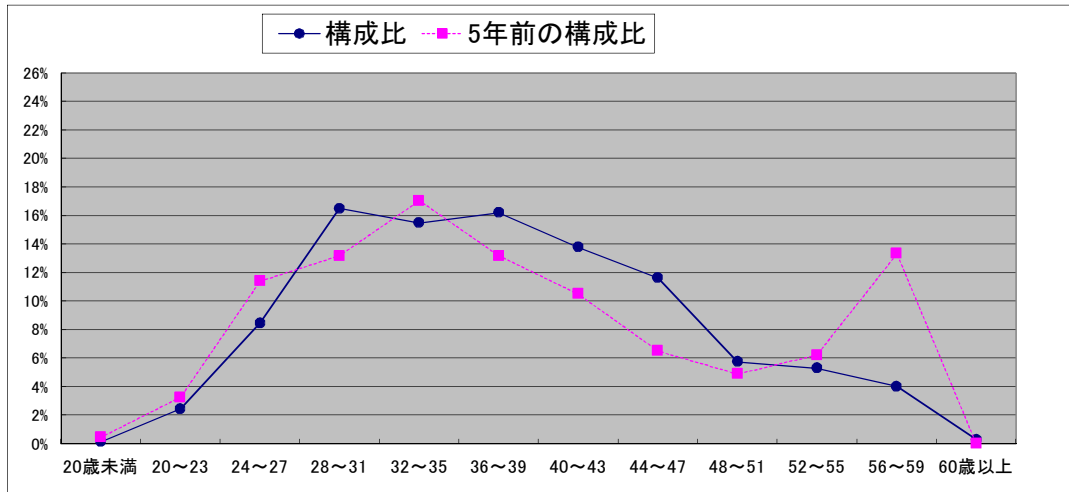
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位:人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成27年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	8	8	0	一括交付金関連事業等の増による、企画部門体制強化 待機児童対策関連及び子どもの貧困対策事業等への対応
		総務企画	125	127	2	
		税 務	38	38	0	
		民 生	109	114	5	
		衛 生	30	30	0	
		労 働	4	4	0	
		農林水産	3	3	0	
	商 工	8	7	△1	プレミアム商品券事業終了による	
	土 木	61	59	△2	組織の統廃合等による	
		計	386	390	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 40.00 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 59.93)
	教育部門	138	136	△2	組織の統廃合等による	
	消防部門	86	90	4	消防組織体制の強化	
	小 計	610	616	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.17 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.38)	
公営企業等	水 道	30	30	0	介護保険法改正に伴う統合事業への対応	
	下 水 道	13	13	0		
	其 他	37	38	1		
	小 計	80	81	1		
合 計		690	697	7		
		[728]	[728]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成28年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	17人	59人	115人	108人	113人	96人	81人	40人	37人	28人	2人	697人

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	年度	平成18年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の 増減数(率)	過去10年間の 増減数(率)
一般行政		360	347	355	368	375	386	390	43 (12.39%)	30 (8.33%)
教育		151	148	148	150	143	138	136	-12 (-8.11%)	-15 (-9.93%)
消防		80	82	85	85	85	86	90	8 (9.76%)	10 (12.50%)
普通会計計		591	577	588	603	603	610	616	39 (6.76%)	25 (4.23%)
公営企業等会計計		104	98	99	96	96	80	81	-17 (-17.35%)	-23 (-22.12%)
総合計		695	675	687	699	699	690	697	22 (3.26%)	2 (0.29%)

(注) 各年における総務省定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 1,766,401	千円 329,686	千円 138,341	% 7.83	% 8.07

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 30	千円 89,389	千円 14,674	千円 34,278	千円 138,341	千円 4,611	千円 6,190

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。
3 資本勘定支弁職員の給与費は18,908千円である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
宜野湾市	39.8歳	267,970円	387,111円
団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

宜野湾市	団体平均
1人当たり平均支給額(27年度) 1,143千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,464千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.6月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.6 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有(5~15%)	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

宜野湾市	団体平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	
勤続20年 20.445 月分 25.55625 月分	
勤続25年 29.145 月分 34.5825 月分	
勤続35年 41.325 月分 49.59 月分	
最高限度額 49.59 月分 49.59 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 千円 22,885 千円	1人当たり平均支給額 15,855 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25~27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在)

制度なし

エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)				76千円
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)				8,369 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)				0.30%
手当の種類(手当数)				4 種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道技術管理者手当	水道技術管理者	水道技術管理者に命じられその職に従事するとき	60千円	月額 5,000 円
暴風雨時勤務手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたとき	14千円	1時間 1,000 円
特殊現場作業手当	職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務に従事したとき	2千円	日額 220円 (20m以上は320円)
	職員	地下下又は水面下4メートル以上の深所で行う業務に従事したとき	0千円	日額 450円

オ 時間外勤務手当

支給実績	(26年度決算)	4,225千円
職員1人当たり平均支給年額	(26年度決算)	156千円
支給実績	(27年度決算)	4,637千円
職員1人当たり平均支給年額	(27年度決算)	155千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円、その他6,500円 ただし、配偶者がいない場合 1人については11,000円を支給 16歳から22歳の子1人につき5,000円の加算あり	同	2,769千円	153,833円
住居手当	借り受けの場合、最高27,000円	同	4,358千円	311,286円
通勤手当	交通機関等利用者は定期券等の額。限度額55,000円 自家用車は距離に応じて2,300～40,000円	同	1,311千円	62,418円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・次長級 47,000円 ・課長級 40,000円	同	1,524千円	508,000円